

定款第 72 条の規定に基づき、鳥取県医師会定款施行細則を次のように定める。

## 公益社団法人鳥取県医師会定款施行細則

### 第 1 章 会員及び会費

(入会申込書、退会届出書及び異動報告書)

第 1 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。

(入会年月日)

第 2 条 本会への入会については、地区医師会に入会し、地区医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

(本会退会年月日)

第 3 条 本会からの退会については、所属の地区医師会に退会の手続きをし、地区医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

(会費、負担金及び徴収方法)

第 4 条 定款第 8 条第 2 項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の決議を経て定める。

2 定款第 8 条第 2 項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の決議を経て定める。

3 定款第 8 条による会費及び負担金を 1 年以上又は 1 年分に相当する額を支払わなかったときは、退会したものとみなすことができる。

4 前項により退会とみなされた者が 6 か月以内にその未払金を支払ったときは、引き続き会員であったものとみなす。

### 第 2 章 役員を選任

(役員を選任の細則)

第 5 条 定款第 32 条第 1 項及び第 33 条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

(選任に関する必要事項の通知)

第 6 条 会長は、役員を選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を、地区医師会長に通知しなければならない。

(選任期日の公示)

第7条 役員の選任の期日は、少なくとも20日前までに、鳥取県医師会報及びホームページに公示しなければならない。

(立候補届出)

第8条 役員の候補者となろうとする者は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、その選任の期日前16日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、平日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(役員候補者の議案提出)

第9条 理事会は、前条の規定に基づく役員候補者を役員選任の議案として代議員会に提出する。

(経歴表の添付)

第10条 第8条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。

(候補辞退)

第11条 候補者は、当該選任の決議が行なわれるまでに、文書で本会事務局に届け出て、その候補者たることを辞退することができる。

(立候補届出書等の様式)

第12条 立候補届出書、経歴表及び候補辞退届出書の様式は、理事会が別に定める。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第13条 事務局は、立候補届出の締切後、候補者一覧表を作成し、すみやかにこれを代議員に送付しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、受付順とする。

(候補者名簿)

第14条 事務局は、候補者名簿を作成し、選任の当日、これを代議員に配布しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

第15条 事務局は、選任の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第11条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(投開票立会人)

第16条 議長は、代議員の中から、投開票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければ

ならない。

(開票管理人)

第 17 条 議長は、代議員の中から、開票管理人 3 名を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。

(選任の方法)

第 18 条 役員の選任は、投票により行なう。ただし、候補者の数その員数を超えないときは、他の方法によることができる。

(投票用紙)

第 19 条 投票用紙の様式は、理事会が別に定める。

(投票の方法)

第 20 条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票または連記投票によるものとする。  
2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第 21 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの
- (4) 単記投票においては、1 投票中に 2 名以上の候補者の氏名を記載したもの
- (5) 連記投票においては、定められた数を超え、候補者の氏名を記載したもの
- (6) 連記投票においては、同一候補者の氏名を 2 つ以上記載したもの

(投票の効力)

第 22 条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第 23 条 開票管理人は、投開票立会人立会いのうえ、投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第 24 条 役員の選任においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選人とする。

(得票数が同じであるときの当選人)

第 25 条 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第 26 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数、その他必要な事項を、代議員会に報告しなければならない。

(選任当日の補欠の選任)

第 27 条 候補者が定数に達しないときは、代議員会の意見によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行なうことができる。この場合においては、第 7 条及び第 8 条(期間に関する部分の規定)並びに第 13 条から第 15 条第 2 項までの規定は、適用しない。

(当選証書の交付)

第 28 条 理事会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員の任期の起算)

第 29 条 役員の任期の起算は、その選任が行なわれた日からとする。

(選任の疑義)

第 30 条 選任に関する疑義は、議長が代議員会に諮って決定する。

### 第 3 章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第 31 条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行なわせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第 32 条 代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の投票用紙による無記名投票とする。

2 前項の場合においては、第 21 条の規定を準用する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、候補者の数が各 1 名を超えないときは、他の方法によることができる。

### 第 4 章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出の実務の委託)

第 33 条 定款第 16 条及び第 18 条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、本会の主導

のもと、地区医師会ごとに区分して実務を委託して行うものとする。

- 2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも地区医師会長に対して求めることができる。
- 3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行なわれるよう、会長は、必要と思料する処置の実施を、いつでも地区医師会長に対して求めることができる。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第34条 本会の代議員の定数は、会員総数が30名以内の地区医師会においては1名、30名を超えるものにおいては、30名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数とする。

- 2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

(代議員選出における会員名簿及び員数決定)

第35条 本会の代議員の選出の基準となる本会会員数は、毎年2月1日現在の会員名簿による。

- 2 各地区医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

(会員数の異動)

第36条 本会の代議員の選出後において、当該地区医師会の会員数に異動があっても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

(代議員及び予備代議員の選出の報告)

第37条 地区医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行なわれたときは、当該地区医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、3月31日までに、補欠の選出の場合にあっては、その都度、本会会長に報告するものとする。

## 第5章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第38条 定款第51条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員を選任に関する規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

1. この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(改 廃)

2. この定款施行細則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(施行期日)

3. この定款施行細則は、平成26年6月26日から施行する。(第7条、第8条関係)
4. この定款施行細則は、平成27年7月1日から施行する。(第8条関係)